

第4章 整備方針

- 1 東海道の歴史を感じることができる広場を整備するとともに、街道沿道をはじめとして、歴史的趣きを残す建造物や社寺境内林などを活用しつつ、歴史的な風致を保全・再生することにより、特色と魅力のあるまちづくりを行う。（目標1に対応）
- 2 丘陵地の開発による新規住民と、地区内の住民が協働でみち、まちづくりを進めるなかで、新旧住民が交流を促進し、地域コミュニティのきずなを深めるための機会づくりと基盤となる拠点施設整備を行う。（目標2に対応）
- 3 東海道南側に位置する小学校への通学や、沿道の学童保育所などの利用、さらに東海道沿道の社寺仏閣、史跡、良好な眺望スポットなどの地域資源を巡る歩行者の安全性、快適性を確保する。（目標3に対応）

第5章 施策の展開

1. 昔ながらの建物の維持・活用（整備方針1に対応）

- ・古い建物を安全に維持し、継続的に地域に歴史的風情が感じられるように古い建物の維持を検討します。
- ・空家や古民家を利用し、飲食ができる場所やサークル活動の場など町の賑わいとしての活用を検討します。

2. 沿道の景観向上及び風景保全（整備方針1に対応）

- ・水路やゴミ置場等を改修し、景観の向上及び風景の保全を図ります。
- ・桜並木等を風景に沿った改修を行います。

3. 歴史的建造物や社寺仏閣のPR（整備方針1に対応）

- ・案内板や標識を整備し、歴史的資源を有効に案内できる環境を整備します。

4. 来訪者に配慮した整備（整備方針1に対応）

- ・歴史的資源や利用可能なトイレなどの情報を記載したパンフレットを作成し、来訪者が散策しやすい環境を整備します。
- ・東海道沿道に誰でも利用できるトイレの設置を検討します。

5. 住民参画の促進（整備方針2に対応）

- ・東海道の歴史や地域資源、東海道まちなみ整備に関する事などの情報を発信し、住民の関心を高め、東海道まちなみ整備への参画を促進します。

6. 新旧住民が交流できる環境の提供（整備方針2に対応）

- ・既存の施設や憩いのスペースとなる様な改修を行い、新旧住民が交流できる環境を整備します。

7. 歩行者の安全性の確保（整備方針3に対応）

- ・歩行空間と車両走行空間の区分を明確にし、かつ、歩行者が安心して歩けるスペースを確保することで、歩行者に安全な環境を整備します。
- ・景観に配慮した照明灯を配置し、夜間の歩行者の安全性を確保します。

8. 車両の走行速度低下及び交通量削減（整備方針3に対応）

- ・車両走行空間を狭めることにより、速度抑制及び交通量削減を図ります。
- ・車両走行空間の明確化や道路標識の拡充により、視覚的な速度抑制を図ります。

次月号では、第6章（都市再生整備計画（案））から第7章（進行管理）をご紹介します。

【問い合わせ先】産業建設課 TEL 377-5658